

鉄兜団の自画像と政治思想（上）

一同団政治思想のナチズム思想との全般的一致

岩 崎 好 成

Self-Portraits and Political Thoughts of the Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten (Part1)

Takashige IWASAKI

(Received September 28, 2001)

はじめに

本稿は、ワイマル共和国後半期に示された前線兵士同盟＝鉄兜団 Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten の自画像ならびに政治思想の一端を明らかにし、そこから同団の史的存在意義、とりわけナチズム運動の台頭に果たした思想史上の役割について、若干の考察をおこなおうとするものである。

1918年末のマクデブルクに、旧前線兵士を糾合する自警団的組織として設立され、その後も軍事色の濃い民間国防団体として全国的規模で発展してきた鉄兜団も、24年以降は、共和国の日常政治に深くコミットするようになった。政党と並ぶ、しかし、それとは異質な政治運動体たる政治闘争団体 Politischer Kampfbund として、一体、20年代後半期の鉄兜団は、共和国政治をどのように捉え、どのような政治思想を展開していったのであろうか。また、その際、彼らは旧フロントケンパー Frontkämpfer としての経験、すなわち、第一次世界大戦はもとより戦後革命期の内戦や国境防衛戦を含めた旧兵士・旧闘士としての経験をどのように総括し、そこに何を見出し出していたのであろうか。

これらを紹介・分析するに際し、本稿では、鉄兜団の1925年から30年にかけての言辞、特に同団本部が25年、27年に刊行した『指導者ハンドブック』⁽¹⁾、『鉄兜団ハンドブック』⁽²⁾ の中身のいくつかを素材としたい。25年ないし27年という時期においては、ナチズム運動はいまだ群小政治勢力のひとつにすぎない。ナチ党は30年9月の国会選挙で一躍国会内第二党の地位に踊り出るが、28年5月の国会選挙においては得票率は2.6%にとどまっている。一方、鉄兜団は、既に25年当時、少なくとも22万人強のメンバーを擁し⁽³⁾、院外にありつつも有力な政治集団のひとつであった。したがって、鉄兜団の史的存在意義を考察する、とは、ここでは主として、20年代後半における同団の政治思想の展開と後年のナチズム運動の本格的台頭との関係如何を吟味する、という意味になる。

筆者は先に、本稿と類似の観点から、「鉄兜団とナチズム運動の競合的共闘に関する一覚書」と題する小論をまとめたが、本稿はこれを補完する。旧稿の欠陥のひとつは、共和国末期の史料のみをもって、例えば次のように、鉄兜団の思想史上の存在意義を広く粗く語ってしまったことにある。⁽⁴⁾

「留意すべきは、ナチズム運動の本格的登場以前に、鉄兜団が同じ民族共同体思想の担い手として……存続してきた点であろう。ここに同団のナチズム運動台頭におけるひとつの役割が示されているのではなからうか。……同団の反ユダヤ主義や社会ダーウィニズムの保持は、ナチズム運動を決して思想的に孤立した存在にはさせなかったのであった」。「ナチズム運動にも“過激”に見られたそれらは、ワイマルの人々にとって、文字通り『過激』ではあっても、決して“異常”ではなかったことが十分推測されるのである。ナチズム運動・思想への人々の懐疑・抵抗感を希薄化する、という役割も鉄兜団は果たしていたわけである。」

「ここで鮮明にされているのは……社会主義の意味内容の改変作業と民族共同体の提示によって、危機に瀕した国民統合を反マルクス主義的に回復せんとする意志ではなからうか。そして、ポピュリズム的色彩の薄さを度外視すれば……鉄兜団は、上記の反マルクス主義に下記の反自由民主主義と武断主義を加えた意味での国民統合（・外交）を目指す“ファシズム運動”に限りなく近い存在であったように筆者には思われるのである。」したがって、続稿としての本稿の課題は、これらの評価を、25年から30年の史料をもって検証することにある。

なお、紙幅の関係上、本稿の議論は二編に分けて展開する。今回本誌に掲載される前編では、鉄兜団の政治思想全体を鳥瞰しつつも、基本的には、一般的政治運動のひとつとして同団を捉えた上で、その延長線上の政治思想の内容を検討する。他方、後編は、同団の政治闘争団体ならではの、旧フロントケンパーの政治運動ならではのあり様に焦点を合わせ、そのあり様に立脚した政治的主張について検討する。別言すれば、本前編では最終的に、ナチズム思想の構成ファクターとして一般に見なされているもの、例えば反ユダヤ主義、反マルクス主義、民族共同体思想、生存圏思想、指導者思想等がどの程度鉄兜団の政治的主張の中に含まれているのか、要するに、両思想の一致度如何が問われる。一方、後編では、鉄兜団の、武断主義のような通常の政党政治運動にはそぐわない主張や政党政治そのものへの批判、あるいは同団の民族共同体モデル視やその基盤としてのフロントケンパー論が扱われ、それらがナチズム運動の台頭に果たした役割について問われることになる。⁽⁵⁾

以下、まずは、27年刊行の『鉄兜団ハンドブック』に収められたひとつの文書を読むことから検討を開始してみたい。

1. 「鉄兜団とは何か、何を欲するか」

『鉄兜団ハンドブック』第1部第3章のタイトルは「鉄兜団とは何か、何を欲するか」という。執筆者は、ザクセン地域の団組織を統括する元陸軍大佐ブリュックナーBrücknerである。当時の同団の政治的主張のおおよそを知りうると思われるので、以下簡単に紹介してみたい。

ブリュックナーは、「鉄兜団の本質は五ヶ条にまとめられる」と言う。その第1条では、同団は、「すべての品行方正なるドイツ人男子を身分・職業・教養・財産・信仰の別なく受け入れるドイツ民族解放同盟だ」とされ、団員は以下のいずれかに属すものとされる。すなわち、戦時、「敵に少なくとも6ヶ月対峙した者すべて」は基幹鉄兜団 Kernstahlhelm に、「鉄兜団の見地を受け入れる23才（21才）以上のドイツ人男子すべて」は一般鉄兜団 Ringstahlhelm に、17-21才のドイツ人男子は青年鉄兜団 Jungstahlhelm に所属する。13-16才のより若い世代には附属組織「シャルンホルスト Scharnhorst」がある。⁽⁶⁾

各条文には注釈が付されているが、第1条に関するそのうち、注目すべきは次の二つであろう。ひとつは、団の変遷について次のように言う。⁽⁷⁾

「鉄兜団は18年12月に団長フランツ・ゼルテ Franz Seldte によって設立された。団は当初、自衛組織 Selbstschutzorganisation として、革命の混乱から祖国を守り脅かされし東部国境を保全するために設立されたが、国家の権威・権力手段の再強化後は純粋な民間国防団体 Wehrverband となり、更に敵がこれを禁止した後は、大ドイツ解放運動へと発展した。」

より注目すべきいまひとつは、次のような自己描写である。⁽⁸⁾

「鉄兜団の組織は、強固な三種の基盤上に構築されている。自主的に選出された責任意識旺盛な指導者層、偉大なる戦争体験の共同性、自発的な紀律。……団の活動上ものごとを決定するのは、議会主義的慣行上の成員多数ではなく、部下の信頼を担う単独の指導者だ。彼だけが責任を負う。あらゆる時代・民族の経験が教えるように、偉業というものはすべからず、一般大衆ではなく個人ないし少数者によってもたらされた。」

鉄兜団の本質を物語る「五ヶ条」の第2条は、「鉄兜団は、今日の国家においても、ドイツ民族に奉仕する」というものだが、それに付された注釈には、上掲引用の自画像ならびに反議会主義・指導者原理の主張と多分に重なるものがある。ブリュックナーは次のように言うのである。⁽⁹⁾

「我々が目下の急務と見なしているのは、常に党派的な利害を祖国・国家・国民の上に置こうとする議会主義の異常増殖に対し、大統領権限を強化すること、そして、真の民族意志への一致と名誉ある統治責任への可能性を保証する選挙法を創出することだ。……我々が欲するのは、我々が民族全体が前線兵士の精神に満たされることであり、あの偉大な戦争においてその価値が証明された徳、すなわち、祖国愛・勇気・責任感・犠牲心・戦友愛・紀律が再びドイツ市民の共有財産になることであり、キリスト教信仰とド

イツ文化が教育の倫理的基盤を形成することだ。」

ちなみに、「今日の国家においても、ドイツ民族に奉仕する」とは、もはや民間国防団体の頃のように共和制転覆の一揆を志向しない、共和国の外に立つのではなく「国家の中へ Hinein in den Staat」、とくに議会や行政機関の中へ入って合法的にシステムを変える、という意味である。但し、その際、「我々は『鉄兜団党』の設立を原則上拒否する。鉄兜団は政党ではないし、それになろうともしないし、政党に奉仕するものでもない」、「政党政治的結合から距離を置くこと、純粹に愛国主義的目標を追求し、国民各層の貯水池になることこそ、鉄兜団の強みなのだ」とブリュックナーは述べている。¹⁰⁰ 付言しておけば、結局この「国家の中へ」戦術の下で同団が実践したのは、既成政党に対し選挙時、その候補者リストの当選圏内に鉄兜団員を載せるよう要求することであった。それがさしたる功を奏さなかった時、政治闘争団体鉄兜団は、大統領権限の強化と議員の不可侵特権の制限を要求する国民請願運動を画策することになる。

さて、ブリュックナーの「五ヶ条」のうち、明確に鉄兜団の政治思想を提示するのが残りの三ヶ条である。¹⁰¹

「3. 鉄兜団確固不動の目標は、ヴェルサイユ条約ならびにその補完物による隷属状態からのドイツ民族の解放だ。 4. 我々は、我々が民族とくに就労住民一般の生計改善のために、十分なる生存圏・労働圏を要求する。 5. 鉄兜団は、ナショナルで防衛力のある民族国家・権力国家をドイツ民族成員すべてが明白に信奉することに、上の目標実現への唯一の方途を見る。したがって団は、全くもってその虚偽を非難されてしかるべき国際主義・不戦主義 Pazifismus・マルクス主義という邪説と戦う。」

ブリュックナーに言わせれば、そもそも第一次大戦は、「その意志に反してドイツ国民に強いられた」ものであって、戦争勃発に責があるのは先ずもってフランスとロシアであり、これに、「それを妨げなかった」イギリスが加わる。にもかかわらず、ドイツは戦後ヴェルサイユ条約を課せられ、その下での国土削減・植民地喪失・海外財産没収・賠償金支払い命令等によって、「我が就労住民の生存可能性が破壊された」。「我々の生存圏はヴェルサイユ条約によって狭められ」、「我々は今、例えばフランスは72人、ロシアは7人であるのに比して、1平方 km に138人が住まねばならず」、この人口過密性こそが「国内の不一致の源泉であり、ボルシェヴィズムの温床」なのであった。このように彼は第3、4条を注釈したが、¹⁰² その折、次のような社会ダーウィニズム的発想も隠そうとはしなかった。¹⁰³

「民族体も同様なのだが、およそすべての個々人の本源的権利とは衣食住のそれだ。そのためすべての民族は生存圏を必要とし、その土地の恵みによってこれを保持してきた。それゆえ、諸民族相互の闘争は常に生存圏をめぐる闘争であった。現有生存圏の狭さ・土地の貧しさ・気候の厳しさ・人口過剰が、これまで移民や生存圏の拡大入手をもたらしてきたが、その際、常にものごとを決したのは、所有権ではなく持てる力の強弱

であった。』

類似的の発想は第5条の注釈においても散見されるが、次のような不戦主義批判に際しての言辭は、別して武断主義的 militaristisch との形容を冠するのを可能にしよう。

「あらゆる国家は、その成員の利害を、実際の軍事力で支えることができる時にのみ、それを有効裡に主張できる。背後に力が控えていない法など、この世には存在しない。」「強者は自らの意見を貫徹できる……ただ武装能力のある民族のみが強い。」「『法は力に勝る』『法による平和』とは不戦主義の決り文句だ。が、現実には、『力こそが法だ』『力による平和』と応える。」⁹⁴

また、次のようにブリュクナーが告発する時、その不戦主義批判は国際主義批判、更にはマルクス主義批判に接合することになる。

「(ドイツの) 不戦主義は国防思想やその表明に対し激しく敵対しながら、他国の軍拡や戦後における他国の戦争行為については沈黙する。(一方、) 他国で唱えられている不戦主義はナショナルなものだ。それは自国の戦死者に敬意を表し、自民族の防衛力を平和への信頼にたる安全装置として承認し促進する。」「人と人、民族と民族との和解を擁護せんとの目標を掲げる不戦主義は、その一方で、きわめて不当なことに、階級煽動・階級間憎悪・内戦を許容し、これを民族間平和への手段と見なしている。」「『国際主義者』の支援で自らの社会経済的状況を改善しようとの『プロレタリアート』の期待はすべて、労働者を裏切ってきた。国際主義者は、戦争の勃発もヴェルサイユ条約の過酷な負荷も妨げえなかったではないか。逆に彼らは、ドイツに対する戦争を煽動したし、いわゆる戦勝国のプロレタリアは、敗北した諸民族のプロレタリアの犠牲上に搾取の分け前を享受している。」⁹⁵

彼のマルクス主義への対抗論理のひとつは社会ダーウィニズム的なもので、いわゆるブルジョワジーの搾取について、「被傭者と雇傭者との対立は不自然なものでは全くない。……人生一般が戦いであるのと同様、経済も闘争だ」と言う。⁹⁶ 但し、それは階級対立を全面的に是認することを意味しない。「今がそうなのだが……経済それ自体が危機に瀕している場合には、雇傭者も被傭者も名誉ある協調の意志をもって妥協しあう必要がある」。ブリュクナーはドイツにとっての階級融和の利、階級闘争の不利を訴え、また、ナショナリズムの必要性和国際主義の無意味さを説いて、マルクス主義に対抗しようとする。彼は次のように言う。⁹⁷

「階級闘争思想に由来する暴力的手段をもつての対立の解消は、ドイツ経済のあらゆる部分を害し……敵対する国外の国際主義的大資本を利するだけだ。それゆえ、被傭者層は、賃金とパンはドイツ経済の状態次第であることを認識すべきであるし、雇傭者層は、被傭者こそが己れの巨大な資本であることを自覚しなければならない。被傭者の社会的状態の改善は雇傭者の、あるいは共同体と民族全体の利害に依存するのだ。」

「他国の『プロレタリア』は、既に以前から、自らと自らの国民国家との運命共同体

性を認識し、他国民がその犠牲上に政治経済的譲歩を為すなどとは考えていない。彼らは何よりも先ずフランス人、イタリア人、ポーランド人、イギリス人なのだ。イギリスの労働者達は、自らの利益になるようルール紛争を利用し尽くすことを心得ていたし、ザールからの搾取に際しては、フランスの労働者達はそれを強力に支援したではないか。」

こうして彼のマルクス主義批判は、再び、ルール・ザールの蹂躪を許すような軟弱な「不戦主義的外交」批判に戻り、第3条にいう「確固不動の目標」たる「ヴェルサイユ隷属体制」打破をあらためて主張することで閉じられることになる。

2. 「鉄兜団教書（1927年）」における政治目標

ブリュックナーの論述をもとに、鉄兜団の政治的立場を決定づける思想的諸ファクターを、濃淡を問わずにキーワード風に列挙すれば、次のようになる。すなわち、反ヴェルサイユ条約・体制（あるいは「ドイツ民族の解放」）、生存圏（拡大）思想、指導者原理・思想（及びその裏返しとしての議会主義批判）、反国際主義、反不戦主義、反マルクス主義、社会ダーウィニズム、及び（闘争意志や力による問題解決意識の濃厚な）武断主義。

そして、これらが決してブリュックナーの個人的見解にとどまらないことは、同じ『鉄兜団ハンドブック』内にある27年の「鉄兜団教書 Botschaft」で確認できる。また、この確認作業は、団長ゼルテの30年10月コブレンツにおける講演内容を用いることによっても可能である。前者から紹介してみよう。⁹⁹

この、27年5月にベルリンで開催された第8回全国前線兵士大会で読み上げられた「教書」の冒頭の一文は次のように言う。「鉄兜団すなわち、戦闘を経験し未勝利のうちに帰還したドイツ前線兵士と彼らによって国防精神を教育されたドイツ青年男子の同盟は、……勝ち取られるべき、全同志の新たな義務となるべき政治目標を、以下の如く告知する」。最初に「告知」される「政治目標」は、ブリュックナーの第5条にある不戦主義の否定と、同3条に見られるヴェルサイユ体制の打破である。

「団は、防衛権ならびに国防意志の放棄を通してドイツ民族の名誉意識を弱体化し破壊せんとする軟弱さ・意気地なさに対して、戦いを宣告する。団は、ヴェルサイユ条約、及びその後の補完措置によって形成されし状況を承認しないことを宣言する。それゆえ団は、次のことを要求する。すなわち、ドイツもまた一個の国民国家たることが認められること、ドイツの防衛権の回復、ドイツに強制された戦争責任受諾に対する有効な撤回宣言、大戦に責のある全民族の連帯責任に立脚した戦災の規定と復旧。これらの目標は、占領地域からの早期撤収という条約にもとづいた権利の執行に際しても、東部国境の修正に際しても放棄することは許されない。」

続いて、「この旗の下で、ドイツ民族は敵の世界に対する無比の英雄的闘争を為した」がゆ

えに、帝政旗すなわち「黒白赤旗の再承認」が要求され、その後に、ブリュックナーの第4条同様、生存圏思想が次のように展開される。

「我が民族の経済的社会的窮乏は、生存圏・労働圏の不足に起因する。団は、ドイツの過剰人口のために殖民・労働地域を切り開き、この地域と中核地＝母国との文化的経済的政治的結合を保持せんとするあらゆる外交政策を支持する。団は、窮乏によって絶望へと追い込められたドイツ民族が、ボルシェヴィズムの餌食や火元になることを欲しない。」

次に要求されるのは指導者政治である。これもまた、ブリュックナーの主張と多分に重なる。

「団は、ドイツ民族の運命は強力で責任を担う意志と能力を有した指導部によってのみ決せられるべき、と確信する。それゆえ団は、次のことを要求する。すなわち、大統領権限の強化、議会主義のその場しのぎの妥協や思いつきという横暴に対しての国土・民族の安寧の確保、真の民族意志への一致と名誉ある統治責任への可能性を結果的に保証するような選挙法の創出。」

おそらく、この新「選挙法」で想定されているのは旧前線兵士への優遇措置だろう。鉄兜団員の前線体験者としての自負の念は強い。先の「国家の中へ」戦術も、新「選挙法」の下でなら大いに有効であったかも知れない。「教書」は次のように言う。

「団は、新党を形成するつもりも政党化するつもりもない。しかし団は、旧前線兵士の公民としての意志は表明する。団は、団員が公職上の、そしてゲマインデからライヒに至る代議制上のあらゆる地位において、相応の協働をなす機会と権利を得ることを欲する。この協働への前線兵士の権利は、彼らが持つ特別な適性にもとづく。それを彼らは、ドイツ民族の権利と将来をめぐる困難な戦いに、各人の成果をもって密接に結合することを通じて獲得したのだ。」

その後、「教書」は、「公民の、業績とそれに応じた権利に基づく自治」と「強力な統一的国家権力」の融合を説き、更には、次のように述べて、マルクス主義を否定する。その際、ブリュックナーの論述紹介においては必ずしも鮮明ではなかった「民族共同体」の語も登場する。

「その出自と歴史に忠実に、団は、ドイツ民族を分裂させようとするあらゆる尽力・見解と戦う。団はかつての前線僚友関係ならびに団結の経験を尊重し、そこからナショナルな統一感情を進展させたい。団は、唯物主義やマルクス主義を否定する。団は階級闘争思考に抵抗する。団は、事業・事業家・協働者間の活力ある利害提携の価値を全面的に承認し、自然な利害対立の公正で断固たる決着に異を唱えない。が、同時に団は、合法的にしてモラルに則った競争手段の遵守と、卓越すべき民族共同体の利害の保全もまた要求する。」

「教書」が最後に要求するのは、生存圏思想にもとづく農業政策と排外主義的色彩の濃い文化政策的措置である。

「団は、工業化とともに進展する健全な民力の大地からの分離を憂慮し、殖民を可能にする農業政策を要求する。ドイツ人農民の集落で国境地帯を満たすことによってオストマルクの強化を図らんとする殖民政策は、国家的地位確保闘争の武器であり、団は、その適用を支持しうるし支持するつもりだ。団は、外来の要素によって、革命以降過度に高められた、我々の政治・経済・文化的な生活への外国の影響と道徳的退廃に対する措置を要求する。」

3. 団長ゼルテの祝辞（30年）から

以上から、ブリュックナーが鉄兜団の政治思想として述べたものの大半は、彼の個人的見解にとどまらず、団全体のものであったことが確認できたのではなかろうか。本章では、これを更に30年10月コブレンツに開催された第11回全国前線兵士大会における団長ゼルテの祝辞内容によって再確認し、次章での鉄兜団の思想とナチズム思想との関係についての考察につなげたい。

ただ、その前に、このゼルテの祝辞は27年「教書」から三年半後のものであることから、ここではもう一点、29年当時の言辞を補足的に紹介しておこう。以下に示すのは、29年末にバイエルンで刊行された『地区指導者のための服務規程』に収められている「鉄兜団員の義務」六ヶ条である。これまでに紹介した団の政治思想を、それはコンパクトに物語るものになっている。⁹⁹

「1. ヴェルサイユ条約やその継承物への隷属状態からドイツ民族を解放することへの協働、2. ドイツの魂を毒するあらゆる種類のマルクス主義的、不戦主義的、国際主義的教義への闘争、3. 指導部への自発的従属、4. キリスト教信仰の下、長い歴史をかけて形成された、中欧殖民地域に居住する全ドイツ民族も包含するドイツ民族国家の再建への協働、5. 兵役服務能力・キリスト教倫理・民族共同体への献身に向けての青少年教育、6. 戦時に前線兵士層があらゆる身分・階級・年令の違いを一掃して形成した如き僚友関係の育成」

さて、ゼルテの祝辞もまた、ブリュックナー同様、「鉄兜団とは何であり何を欲するのか」と語る。その中の一節に次のような不満表明があるが、そこから、同団が敵視する政治思想の所在も明らかになろう。

「我々は、我々の命を賭してのドイツ国存続への支援に際し、また、ボルシェヴィズムの教説・戦争責任の嘘・ヴェルサイユ条約による辱め・ヤング案に至るまでの諸条約、に対抗して為した我々の外交上の精神的闘争に際しても、一言も感謝されたことがない。事情は、マルクス主義・不戦主義・階級闘争に対する我々の内政上の闘争に際しても、あるいは、個人の所有権を一掃しかねない社会主義的実験のやり過ぎに対する我々の経済的精神闘争に際しても、ほとんど同様だ。」¹⁰⁰

また、ゼルテは、同団がその実現に向けて「助力する」対象二点、すなわち、民族共同体の樹立とドイツの国家的自立を次のように語る。

「自らの隊列において、調和と相互理解・扶助の下、僚友的紐帯あるいは民族共同体的あり様の可能性如何という課題を実際的に解決し、これを十二年間実践証明してきた鉄兜団は、全ドイツ民族のための民族共同体の導入に助力するつもりだ。団は、国家への誇りと自信が再び目覚めること、ドイツ民族が多民族の客体になることを拒絶すること、ドイツ国民とくに青少年に国防意志が再び高まることに助力するつもりだ。」

前段は、自らを来るべきドイツ民族共同体のモデル視するという、鉄兜団の史的存在意義を考える上できわめて重要な発言である。が、その点の検討は後述することとし、ここでは、同団の民族共同体思想の保持ということを再確認するにとどめたい。後段の、ドイツの精神的軍事的自立化を核とするナショナリズム表明は、「これを我々ははっきりと口に出す」とされた後、次のように続けられる。

「と言うのも、まさに我々ドイツの前線兵士は、数千の戦場で勝利を収め戦争というものを熟知しているがゆえに、平和を欲し、新たな戦争を望まないからだ。我々は唯一、ドイツが解放され、自由と生存圏を獲得することを望む。我々は耐え難き隷属状態からの解放を欲し、ドイツ民族の再武装化を要求する。なぜなら、我々は、生・闘争・戦争について知っているからだ、人は、自らを支えとして自らを守りうる時にのみ、敵から尊重される時にのみ自由であることを知っているからだ。」

上の生存圏思想を含む「ドイツ解放」要求はまた、指導者思想と接合する。

「民族の運命というもの、これを我々は戦時ならびに戦後期に厳しく学ばされたが、結局、それは指導部次第だ、と言える。それゆえ団は、課された束縛から国家指導部が解放されるよう要求し、大統領権限の強化を要求し、反ヤング案闘争の前に構想されていた国民請願で憲法の抜本的修正、すなわち、偶発的に形成される議会主義的多数派からの統治権力の独立を要求したのだ。」

そして、以上を締め括るゼルテの言葉は次のようなものとなる。政治闘争団体＝鉄兜団の鼻息は荒い。

「先の（30年9月の国会）選挙の結果は、十二年にわたる我々の解放運動との共同成果に他ならないと言えるが、我々は、上述の方途を、この選挙以降も継続する。ドイツの地において、ナショナルな人々において、先の国会選挙における右への、ナショナルなものへの勢力伸張にたいする喜びの念は大きい。鉄兜団もこれを歓迎するものだが、しかし、団はそれを政党云々で語らない。政党形態は、18年11月以来、メンバー・名称・構成において何度も変わっているのだから。他方、鉄兜団の理念・指導部は何ら動揺することなく強化の一途をたどるばかりで、団は、18年当時のまま今後も存続していくのだ。……選挙得票というものは上昇もすれば下降もする。それでいちいちナショナル

な理念が傷つけられるようなことがあってはならない。防壁が必要であり……それが鉄兜団であろう。」

4. 鉄兜団の政治思想とナチズム思想

(1) その全般的一致

さて、上掲引用において、「この選挙以降も継続する」とされる「上述の方途」とは、詰まるところ、鉄兜団の政治思想を指そう。そして上掲引用では、「政党云々で語らない」と無視されているが、実際に選挙に勝利し「勢力伸張」を果たした政党とは、ナチ党のことに他ならない。では、このナチ党の思想と鉄兜団のそれとの関係はどのようなものか。ゼルテのように、「選挙の結果は十二年にわたる我々の解放運動との共同成果」と主張するには、両者の政治思想に多分の一致が見られる必要があるだろう。

これまでのブリュックナーからゼルテに至る言辞をもとに、鉄兜団の政治思想を構成する諸ファクターを、部分的重複やレベル差を度外視して確認するならば、

- ①反ヴェルサイユ条約・体制（あるいは「ドイツ民族の解放」）、②生存圏思想、
- ③指導者思想、④民族共同体思想、⑤反マルクス主義、⑥反国際主義、⑦反不戦主義、
- ⑧社会ダーウィニズム、⑨武断主義

等が挙げられよう。

ちなみに、①から⑦は鉄兜団（員）自身の言葉に基づくが、⑧⑨はブリュックナーの言辞から筆者がそのように読み取ったものである。これらの政治思想相互の関係を、その生成・登場プロセスを軸に述べておこなうならば、先ず①②に表わされる外政上の目標が先行し、その後、それを妨げる内政上の敵が認識されて⑤⑥⑦が登場し、と同時に、解決策あるいは内政上の目標として③④が発見される、ということではなかろうか。ブリュックナーの第3・4・5条の構成はそのようなものであったし、ゼルテも30年のプレス向け講演で、反マルクス主義の先行も指摘しつつ、次のように言っている。⁽²¹⁾「我々は初期数年……ボルシェヴィズムがもたらしたカオスへの抵抗と並んで、外政上の目標のための闘争」、すなわち「我が祖国の解放とドイツ民族の生存圏のための戦い」に活動を「限定しようと努めたが、この闘争を勝利のうちに成就するには、一旦その前提を内政領域上に作らねばならないことを認識した。」

なお、⑨は、フロントケンパーの政治運動あるいは政治闘争団体としての鉄兜団により深く関わる概念であり、詳細は後編で扱われることになる。そのようなものとしては他に、反政党主義（あるいは反議会主義）がある。

したがって、ここでは①から⑧を対象に、一般にナチズム思想（を構成する個々の政治思想）として理解されているものとの対比を図ることになる。と言っても、ナチズム思想が①から⑧を含むことはすでに周知のところであろう。確認の意味で多少の解説を施しておくな

らば、①②の存在は、例えば、ナチ党綱領上に明白である。そこでは、第2条で、「我々は、ドイツ民族の他の諸国民との平等権とヴェルサイユ及びサン・ジェルマンの講和条約の廃棄とを要求する」、第3条で、「我々は、我が民族の食糧確保と過剰人口の移住のために、領土と土地を要求する」と述べられている。ヒトラーの『我が闘争』第1部の第4章や第11章は、彼の社会ダーウィニズムを鮮明にしたものとして夙に知られるところだが、同じ第4章には、「ドイツ国民の将来の問題はマルクス主義の絶滅の問題である」との一文があり、また、第11章には、「平和主義（＝不戦主義）という自然と理性に反したナンセンス」「平和主義の馬鹿者」との言い回しもある。残る③④⑥はナチズム思想として全く自明のものであろうが、試みに第12章をひもとくと、ナチズム運動にとって賃労働者を「国際主義的幻想から覚醒させ……民族共同体の中へ導き込むこと」こそ肝要であり、また、「この運動は、事の大小を問わず、最高の責任と結合された無条件の指導者権威の原則を主張する」とある。⁽²²⁾ ちなみに、30年9月の国会選挙投票日直前のヒトラーの有権者向けアピールの一節は、次のようなものである。⁽²³⁾

「我々国民社会主義運動の勝利、それは古い階級・カースト精神の克服を意味することになろう。それはまた、国家を今一度、身分信奉や階級熱狂の枠外に置くことをもたらそう。それはまた、この国家に鉄の決意を持たせることになろう。それはまた、民主主義を克服し、個人の権威を再主張しよう。……他の諸政党はインフレ泥棒と妥協してきたし、紛い物の革命を承認しよう。我々国民社会主義は、盗人や売国奴に裁きをもたらすつもりだ。国民社会主義はドイツ労働者のために戦っている。詐欺師の手から人々を解放し、国際的銀行や株式取引所資本の擁護者を叩くことを通して。……新税を語るのなら、先ずは、この十二年間になだれ込んだ革命派の寄生虫官僚を排除すべきであろう。……国民社会主義運動はその勝利によって、ドイツ国民はドイツの生産物を消費すべきとの断固たる教育を通じて、農民を保護するつもりだ。……我々は、可能な限り外国産のものを退け、我々自身の労苦の産物を優先することによって、国民としての名誉・プライドを強調するつもりだ。我々は国防への姿勢の改革と対外政策の変更を、改革リストのトップに置くことを保証する。国民社会主義運動はその勝利の後、もはやこれまでのフランスのご機嫌取り政治を続行しないだろう。」

一部に過激な物言いが見られるが、「国民社会主義」という言葉を「鉄兜団」に変えても、ほとんど違和感がないように筆者には思われる。

では、逆に、ナチズム思想を構成するその他の主要ファクター、例えば反ユダヤ主義や国民社会主義を、鉄兜団は保持していたのであろうか。一般に鉄兜団は、ナチズム運動ほどには「ユダヤ人」について語らない。が、敵視していたことは確かであろう。『鉄兜団ハンドブック』の第6章は「鉄兜団とキリスト教信仰」を扱っているが、そこには以下の一文がある。「無神論者、唯物論者、不戦主義者、ユダヤ人やその仲間が鉄兜団と闘争する時、それ

は我々にとっては名誉とすべきことであり、我々の目標や方途が正しいという証明でもある」。(24)

国民社会主義についてはどうか。旧稿で示したように、鉄兜団は、ナチ党を、かなりの程度、ゲッベルス等を中心とする「ナショナルボルシェヴィキ的思潮に貫かれた一政党」であると見なし、これを、「社会主義的約束の崩り立てとその不履行をもって、国民主義的意志を再び破壊せんとする」企てとして非難していた。したがって、ナチ流の国民社会主義一般を鉄兜団が共有していたとは思えない。しかし、これも旧稿で紹介したように、ナチ党内部にもあった、社会主義を事実上ナショナリズムと同一視する〈国民（主義）＝社会主義〉の立場の場合は、鉄兜団においても該当した。そこでは、「社会主義という用語はあらゆる経済的物質的問題から完全に離れ」て「国家構築の意で理解」され、「一人は全体のために、全体は一人のために」との言い回しの如き「純粹に倫理的な概念」として捉えられていた。

(25) この〈国民＝社会主義〉は、27年刊行の『鉄兜団ハンドブック』においても確認できる。第5章「鉄兜団と政治」において、執筆にあたった団本部政治局指導者ブラウヴァイラーH. Brauweiler 博士は、次のように述べている。

「ビスマルクが信奉したような、人間の、人間の共同生活の価値を剥き出しの利権・利潤追求に対して優先させるような社会主義、利害関心に対し上述の価値を保全することを国家に任務として課すような社会主義、については我々もこれを奉じ、マルクス主義的＝実利主義的社会主義については、断固として拒絶しこれと戦う。」(26)

なお、本稿第1章末尾で紹介したブリュックナーの階級融和論は、『我が闘争』におけるヒトラーの主張と見紛うばかりの内容であったが(27)、それも一種の〈国民＝社会主義〉的言辭として捉えることも可能であろう。

ここで、これまでの対比的分析をまとめてみると、25年から30年にかけての言辭から抽出した鉄兜団の①から⑧の政治思想は、これをナチズム運動も共有し、加えて、ナチズム思想を構成する要素のうちの二点、反ユダヤ主義、社会主義とナショナリズムとの同一視については、20年代後半期の鉄兜団の政治的主張の中にも十分含まれていた、ということになる。政治思想が多分に一致するということは、当然のことながら、システムあるいは国民統合のあり様についても類似の見解を有するということにつながる。これを念頭に置きながら、いま少し、ブラウヴァイラーの議論に耳を傾けてみたい。

(2) 国民統合観の一致と鉄兜団の正統性・先駆性

ブラウヴァイラーの、社会主義思想に一見理解を示しつつ、実際はその意味内容を改変してナショナリズム信奉に置き換えんとする論法は、自由主義や民主主義にたいしても適用されている。彼は次のように言う。(28)

「責任ある行動というものを昂進するために、それがかつての自由主義的解放闘争の歴史的功績を引き合いに出し、個人の自由がもつ価値を主張するのであるならば、

自由主義の信奉者は我々においても見出せる。が、それが個人の自由をほしいままにし、これを国家・国民の必要より上に置くが如き自由主義であるならば、我々の抵抗を覚悟しなければならない。」

「歴史は健全な民主主義というものがあろうことを示してはいる。今日においても、国家の運命への国民の責任ある参加、としての民主主義ならそれは意義をもつし、実現する価値のある目標として掲げることができよう。」「(しかし、)我々の下に現実化している議会制民主主義は、国家のための大衆支配ではなく、国家に対する大衆の支配を意味しており、なお酷いことには、大衆を惑わし、その下等な動機を徹底利用するというやり方で、国家に対する反国家的勢力の支配を意味するまでに至っている。この手の民主主義は、国家の体面を汚し国民を腐敗させるがゆえに、我々はこれを拒絶する。」

この、自由主義・民主主義のナショナリズムへの読み替え作業が浮き彫りにするのは、ブラウヴァイラーの自由民主主義あるいは議会制民主主義への嫌悪であろう。「我々は、今、国家がそれに従って『統治』しているところのシステムを、正当で修正不要のものなどと認めるつもりは全くない」。では、「どこに変化が必要か、我々はどこに向かって尽力すべきか」——問いにたいする彼の答えは、ナチズム運動のそれと同様、マルクス主義によるシステムの代替では無論ない。自由民主主義・マルクス主義的社会主義の代案となるべきシステムあるいは国民統合原理は、③の指導者思想、④の民族共同体思想の中に求められることになる。ブラウヴァイラーは次のように言うのである。(28)

「我々は以下三点の実現に向けて尽力する。すなわち、強力で責任感のある国家指導部の召集、国家指導部と国民との内的紐帯の確立、国民を運命的に結合する統一体として感じさせるような労働秩序や社会的平穩の獲得を保証する体制作り。」

28年6月ハンブルクに開催された第9回全国前線兵士大会で読み上げられた「教書」の一節が主張するのも、実質的には、マルクス主義的システムならびに自由民主主義的システムの否定である。

「団は、ドイツの前線兵士層がその血・生命を賭して再度、ドイツ国家の存立を救ったことを思い起こす。だが、前線兵士がドイツの指導を引き受けることはなく、新たな憲法秩序は、国家権力を、ナショナルというよりむしろインターナショナルな方向性を帯びた民主制の指導者達に引き渡したのであった。この民主制なるものは、その統治システムの構築によって革命は克服される、と告知したのであった。かかる主張は一種の歴史偽造だ、と我々前線兵士は言わざるをえない。」「紀律なき非ドイツ的要素がますます傲慢に荒れ狂っている。……国家・社会の責任の担い手は、この、公然と、あるいは密やかに忍び寄るボルシェヴィズムに断固対決する義務を負う。ところがドイツでは、この破壊的諸勢力が、今日のシステムの享受者達によって、政党政

治的配慮から保護され、むしろ助成されている始末だ。」⁽³⁰⁾

興味深いのは冒頭の一文である。言うなれば、鉄兜団は、現行の自由民主主義システムの一つの生みの親的立場であることを強調しながら、同システムを否定していたことになる。同種の発言は少なくない。25年刊行の『指導者ハンドブック』内第1部第5章「鉄兜団と国旗団Reichsbanner」には、「よく知られているように、革命後の初期数年、暴力的体制変革を前にして、共和国を防衛・救助したのは、鉄兜団の如き国民主義的諸組織の部隊であった」、とある。⁽³¹⁾ また、先に紹介した団長ゼルテの祝辞においても、次の一節がある。⁽³²⁾

「我々旧前線兵士は、戦後においても、自らの願望は後回しにしつつ、その存続をめぐって困難な闘いを強いられていた新しい国家のために自らを用立てた。我々旧前線兵士の出撃がなかったならば、この弱き新国家はボルシェヴィズムの手中に帰していたであろう。我々は、国外での四年間にたいする感謝の言葉を一言も得ることがなかったにもかかわらず、新国家、我々が祖国のために、再度出撃したのだ。」

これらの発言には単なる怨嗟表明にとどまらないものが含まれている。例えば、これを、政治における武断主義の必要性を説いたものとして読むことも可能であろう。が、ここで指摘したいのは、誇張されているとはいえ、上記の共和国の初期状況に関する発言内容は事実であり、したがって、共和国における鉄兜団の存在には、ある種の正統性が付与されていたということである。とすれば、共和国においては、特にこの正統性を多少とも認容した人々にとっては、鉄兜団の政治的主張は、それ相応の権威・正当性を伴って受けとめられたことになろう。

既に見たように、鉄兜団の政治思想を構成する諸要素とナチズム思想のそれとは多分に重なり合うものがあり、基本的方向性も、自由民主主義的システムを排撃しつつマルクス主義的再編を拒み、代わりに民族共同体思想と指導者国家思想を前面化する点で、両者は完全に一致していた。この意味では、いわゆるナチズム思想は決してナチ固有の思想ではなかった。そして、これらの思想を鉄兜団は、まだナチズム運動が本格的に登場する前の20年代後半期に、より巨大な、ある種の権威・市民権をもつ政治集団として言わば先駆的に主張・展開していたのであった。鉄兜団が存在することによって、ナチズム運動は思想的孤立化を免れ、その思想内容も、人々から過激視されはしても異常視されることはなかったのである。

註

- (1) Führer-Handbuch. Mit Genehmigung der Bundesleitung auf Grund amtl. Materials herausgegeben von Abteilung III, Magdeburg 1925
- (2) Stahlhelm-Handbuch. Im Auftrag des Bundesamts auf Grund amtlichen Materials herausgegeben von den Kameraden W.Kettner u. H.Hildebrandt, Berlin 1927

- (3) J.Tautz, Militaristische Jugendpolitik in der Weimarer Republik. Die Jugendorganisationen des Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten, Regensburg 1998, S.81. 共和国後半期における団員数は20万人から40万人の間にあったと思われるが、これを確定するのは困難である。とりあえず、以下も参照。拙稿「赤色前線兵士同盟と『政治闘争団体』」『西洋史学報』17(1990)、65頁
- (4) 拙稿「鉄兜団とナチズム運動の競合的共闘に関する一覚書」『山口大学教育学部研究論叢』49(1999年)、8、10、12頁
- (5) 旧稿同様、本稿もまた、筆者の、鉄兜団と青年ドイツ騎士団 Jungdeutscher Orden を対象とする自立的政治闘争団体研究、及びそれを通じてのナチズム運動台頭研究の一部を構成する作業である。したがって、分析の対象は、鉄兜団とナチズム運動に限定される。両者を含んだより広汎な右翼的諸勢力のイデオロギー全般については、例えばゾントハイマーの研究を参照されたい。K.ゾントハイマー『ワイマール共和国の政治思想』(河島・脇訳)ミネルヴァ書房1976(原書は1968年)。また、鉄兜団の民間国防団体から政治闘争団体への変貌に関しては、以下の拙稿を参照。「ワイマール期民間国防団体の政治化」『史学研究』160(1983)
- (6) Stahlhelm-Handbuch, S.16f.
- (7) Ebd., S.17
- (8) Ebd., S.18
- (9) Ebd., S.20
- (10) Ebd., S.21
- (11) Ebd., S.17
- (12) Ebd., S.21-28
- (13) Ebd., S.26
- (14) Ebd., S.40-42
- (15) Ebd., S.34 u. 43f.
- (16) Ebd., S.35
- (17) Ebd., S.31 u. 36
- (18) 以下、本章での引用はすべて Ebd., S.13-15による
- (19) Dienstanweisung des Bayerischen Stahlhelm für den Ortsgruppenführer, München 1929, S.3f. ちなみに、団則第1条で掲げられている団の「目的」は以下の通りである。「1. ドイツ的=愛国的信念の涵養、ドイツ民族の解放、2. 戦場に生成された僚友関係の維持、3. 前線兵士の利害の擁護」。また、マクデブルクのヴィルヘルムシュタット地区の規約第1条に挙げられている「目標」は以下の通りである。「1. 祖国の解放と再建、あらゆるドイツ人の結集によるドイツ民族共同体の樹立とあらゆる階級対立の融和、2. 困窮に直面する同志への支援を含む僚友関係の涵養、3. 愛国主義的信念の涵養」。Stahlhelm-Handbuch,

S.71 u. 93

- (20) 以下、本章での引用はすべて Festrede gehalten v. F. Seldte am 3. 10. 1930 in der Stadthalle zu Koblenz (BA-Koblenz, Zsg. 1, 88/9)による
- (21) “Der Stahlhelm” Nr. 41 v. 12. 10. 1930
- (22) A.ヒトラー『わが闘争(上)』(平野・将積訳)角川文庫 1973(1925/27)、227, 410, 420, 485, 489頁
- (23) C. Hartmann (Hrsg.), Hitler. Reden Schriften Anordnungen. Bd. III. Teil 3, München 1995, Dok. 109, S.405f.
- (24) Stahlhelm-Handbuch, S.60f.
- (25) 「競合的共闘に関する一覚書」、3、10頁
- (26) Ebd., S.54
- (27) たとえば、第2部第12章では次のように述べられている。「国民社会主義的労働者は、国民経済の繁栄が自らの物質的幸福を意味する、ということを知らねばならない。国民社会主義的使用者は、労働者の幸福と満足とが自らの経済的な力の存立と発展のための前提となる、ということを知らねばならない。」前掲翻訳、下巻、318頁(一部改訳)
- (28) Ebd., S.53f.
- (29) Ebd., S.52f.
- (30) Der Stahlhelm. Ziele und Pflichten. Aufklärung= und Werbeschrift des Bayer. Stahlhelm, München o. J. (BA-Koblenz, 88/14), S.5f.
- (31) Führer-Handbuch, S.12
- (32) Festrede gehalten v. Seldte (註20)